博物館登録審査の手引き

レクチャー動画シリーズ・1

「博物館登録制度の意義と役割
―誰のための登録制度？―」

JAPAN MUSEUM

令和8年度 文化庁委託事業 「新登録制度推進事業」

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

公益財団法人 日本博物館協会 JAPANESE ASSOCIATION OF MUSEUMS

博物館登録制度の意義と役割

―誰のための登録制度？―

アドバイザリー・ボード委員　可児光生
（美濃加茂市民ミュージアム）

博物館法の改正（2022年制定、2023年施行）

約70年振りの改正

１．法律の目的及び博物館の事業の見直し

・目的に社会教育法に加え文化芸術基本法の精神に基づくことを追加

・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加

・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

２．博物館登録制度の見直し

・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能

・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査

・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/bunkachouforum.pdf

①何が変わったのか

改正「博物館法」(2022年)

追加

（目的）
第一条　この法律は、**社会教育法**（昭和二十四年法律第二百七号）及び**文化芸術基本法**（平成十三年法律第百四十八号）の精神に基づき、**博物館**の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。（傍線筆者、以下同じ）

新設

新設

2年前の2020年の「文化観光推進法」で定義

（博物館の事業）
第三条（中略）
2　**博物館**は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に**連携**を図りながら協力するよう努めるものとする。

3　**博物館**は、第一項各号に掲げる事業の成果を**活用**するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に**連携**を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、**文化観光**（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「**文化資源**」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて**地域の活力の向上**に寄与するよう努めるものとする。

改正「博物館法」(2022年)は、文化芸術基本法(2017年)を踏まえ、その基本理念に示す「観光，まちづくり，国際交流，福祉，教育，産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を示している。「観光」については、文化観光推進法成立(2020年)を踏まえ、文化観光として整理され、その定義が引用されている。

「文化芸術基本法」に示す、まちづくり、福祉分野における取組、地元の産業の振興、国際交流等の多様な活動等（改正博物館法の公布通知）

連携

①【博物館同士の交流・連携】

「緊密な連絡や協力」（旧法）にとどまらず、異なる規模や館種の博物館などとの交流やネットワークを広げること、それにより新たな観点や発想、価値観が生まれ、それぞれの博物館の基本機能の充実や運営によい効果をもたらす

②【博物館以外の施設や機関（行政、学校、社会教育施設及び民間団体など）との協力・連携】

博物館とは異なった目的で地域に存在している機関との交流・連携を通して、自館の存在意義を確認し、自覚や認識を深めていく

↓

博物館も主体的に関わって、**地域活力**の向上のために役割を果たす

旧博物館法には「地域」という文言すらなかった

「文化芸術基本法」(2017年)

「観光」が頭に

（基本理念）
第二条
10　文化芸術に関する施策の推進に当たっては，文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承，発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み，文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ，観光，まちづくり，国際交流，福祉，教育，産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。
（地方公共団体の責務）
第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（美術館、博物館、図書館等の充実）
第二十六条　国は、**美術館、博物館**、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

基本理念にある「観光」は、3年後の2020 年に成立する「文化観光推進法」で示される「文化観光」という概念に発展

「文化観光推進法」（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（2020年）

「文化観光」を定義。改正博物館法（2022年）第3条第3項に引用

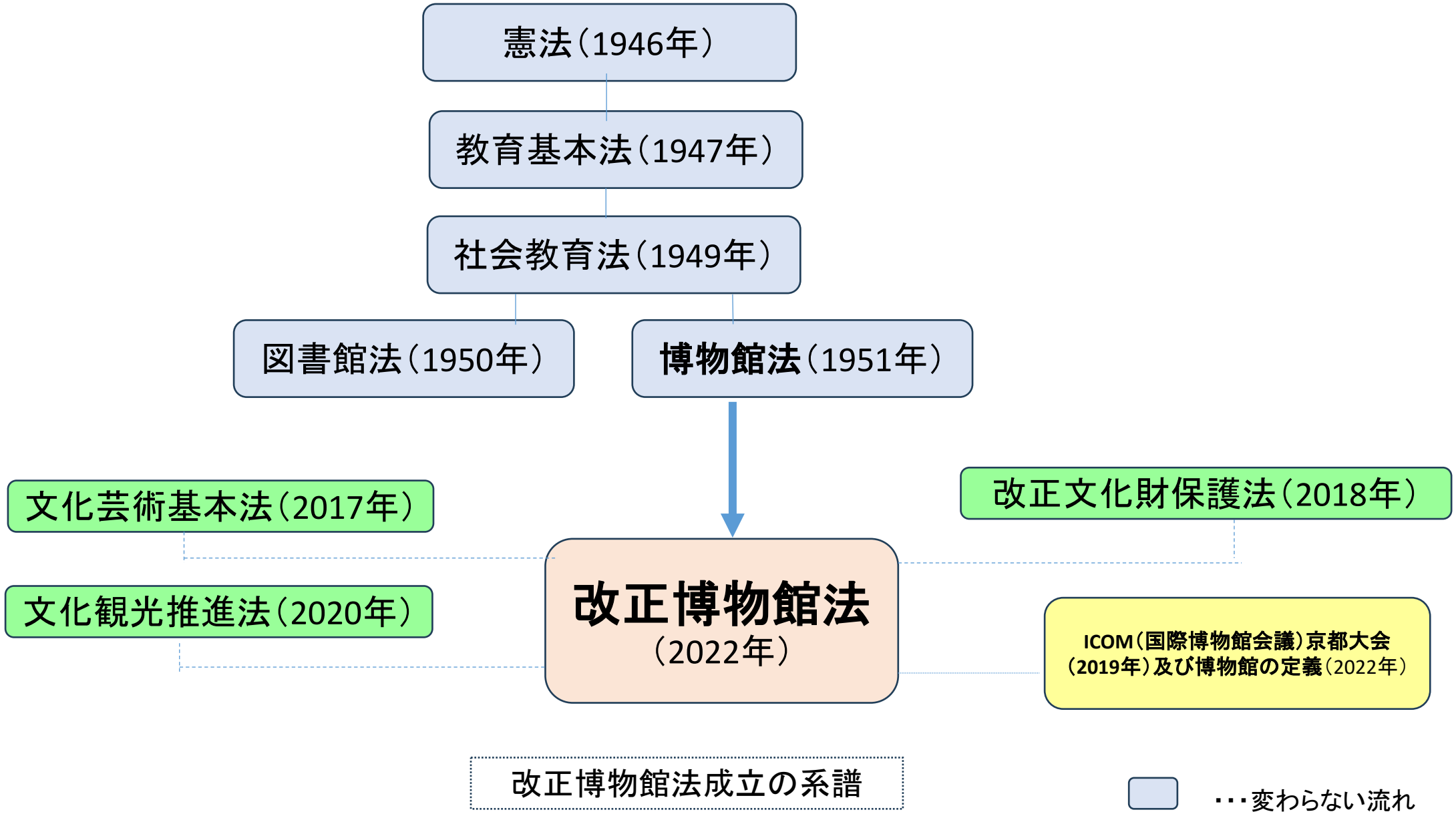
（定義）
第二条　この法律において「文化観光」とは、有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。
２　この法律において「文化観光拠点施設」とは、文化資源の保存及び活用を行う施設（以下「文化資源保存活用施設」という。）のうち、（後略）

「文化資源の保存及び活用を行う博物館、美術館、社寺、城郭等の施設」　（同基本方針より）

「改正文化財保護法」（2018年）

（文化財保存活用地域計画の認定）
第百八十三条の三　市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、（中略）当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

「地域文化財や資源を活用する拠点施設



【可児光生「現代日本の博物館」『博物館概論』（講談社，2026年、所収】

改正博物館法に示される これからの博物館のありかた

あらためて

↓

博物館に求められる役割・機能が多様化・高度化

・文化施設としての役割の明確化、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法2017年）

・博物館の文化資源を活用する文化観光拠点施設としての役割（文化観光推進法2020年）

・文化財をまちづくりに活かすなど、地域文化財の計画的な保存・活用の促進を図る機関としての役割（文化財保護法2018年）

制度の今後の在り方について（審議のまとめ）などより
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hoseido_working/pdf/93606001_05.pdf

②何が変わっていないのか

「教育基本法」(1947年)

憲法第26条「ひとしく教育を受ける権利を有する」 ほか

（前文）
〔前略〕ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。
（生涯学習の理念）
第三条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
（社会教育）
第十二条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
2　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

「社会教育法」(1949年)

（この法律の目的）
第一条　この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。
（図書館及び博物館）
第九条　図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。
2　図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

博物館は　図書館
同様　社会教育施設

改正後も変わらない
無料の原則

「改正博物館法」（2022年）

（入館料等）第二十六条
公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

現実と離れている感もあるが、図書館同様、博物館は生涯学習の機会を保障する施設であることを再認識する必要がある

教育法体系の中にあることに変化はない

改めて「改正博物館法」（2022年）

改正後も変わらない
博物館の定義

（定義）第二条
　この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（中略）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

博物館の
基本機能

博物館とは

誰のために･･･一般公衆
何のために･･･（一般公衆の）教養、調査研究、レクリエーションに資するため
気を付けること･･･教育的配慮
何をする･･･資料の収集、保管（育成）、展示、調査研究

＊そして、法律上は「登録を受けたもの」をいう。

すこし整理すると

・法的には、博物館は、一般公衆の、学びの施設＋文化に親しむ施設

・そのために、資料や文化資源を、集め、守って残し、調べ、伝える機能を持つのが博物館

・さらに変化する現代社会の中で社会的な役割も求められる

さて

・登録された博物館に対しての公的な支援策や優遇措置なども今後予想されるものの、登録による直接的な「メリット」や「インセンティブ」があまりない、との声も一部聞かれる。

・ただここで重要なことは、登録された博物館は、一定の品質を保持する信頼と信用のある施設として社会から認められた存在だという認識。

・そのような存在だからこそ、博物館は、基本的な機能をベースにした「一般公衆」（市民）の学びや文化の享受を保障する場となり、さらに、地域や社会から要請される多様な役割を果たしていくことができる

・図書館法とは違い、博物館法は登録された博物館を対象に整備されたもの

・博物館法という枠組みのなかで、博物館として理念や方向性を共有し、「登録」を名乗り連帯して博物館の質の向上を進めていくことが必要

・また、博物館登録をする過程は、あらためて自館を見つめ、それぞれの博物館が持つ機能や使命、役割を再認識する機会にもなる

・博物館法の登録の審査基準でもある博物館運営の基本的な考え方や体制、さらに登録することが利用者や市民、そして地域や社会のためになることを、伝えていくことが必要



美濃加茂市民ミュージアムの入り口に掲示される「めざすもの」の表示





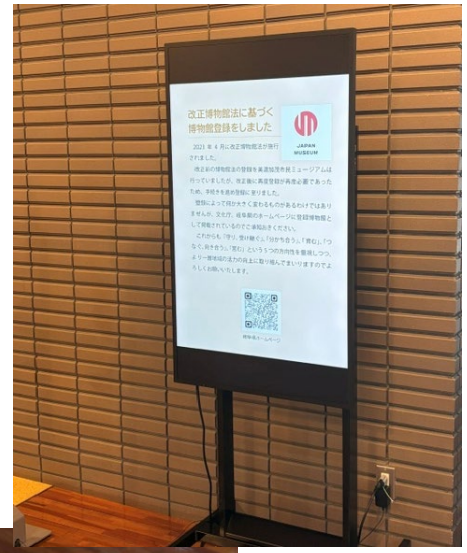
パンフレットに記されるミッション

お知らせ

一覧に戻る

内容

掲載期間：	2026 年 6 月 20 日 ～ 2026 年 7 月 20 日
緊急：	◉通常 ○重要
タイトル：	新博物館法による登録博物館となりました。 必須
内容：	美濃加茂市民ミュージアムは、2026年3月16日付で新博物館法による登録博物館として承認されましたので、お知らせします。登録のプレートを総合案内で掲示してあります。 これからも「守り、受け継ぐ」「分かち合う」「育む」「つなぐ、向き合う」「営む」という方向性のもと地域博物館として取り組んでいきます。





- 美濃加茂市民ミュージアムでは、2026年3月16日付けで登録

そのことを

・「ミュージアムニュース」（年4回発刊、6月15日号）

・ミュージアムウェブサイトの「お知らせ」に合わせて

　　・館内の受付カウンター

　　・館内のサイネージ表示

でもプレートとともに来場者にお知らせした

「登録のお知らせの表示」（美濃加茂市民ミュージアム）について人々の声

・博物館法というものがあることは知らなかった。
・登録とはどういうもの？誰が「認定」するの？何か「特典」があるの？
・プレートのマークも知りませんでした。Mの文字をかたどっているの？
・全国の博物館が登録をしなきゃならないの？
・足並みを揃えて何かするの？
・むずかしいことはよくわからない。・・・・

↓

・大きなパネルでも作って来館者にも、もっと情報を伝えるといいのでは。
・来館した人の見方がかわるのでは。
・登録ということは、ちゃんと活動している博物館なんだなって思われると思う
・国から認められることはいいことだと思う。
・「社会的宣言」をしていることになるよ。・・・・・

・登録は、一つの「作業」として設置者や組織内にとどまりがち

・登録とはそもそも博物館の利用者や市民、地域・社会のために行われるもの

↓

・登録の事実とともに設置目的や理念、運営方針を改めて「公表」し市民と共有することは、博物館の理解者・支援者が増えていくことにつながる

↓

・より博物館が愛され、地域・社会の中で必要な存在として再認識されていくのではないでしょうか

・博物館があってよかったねと言えるような未来にしていきませんか